

柏原市結婚支援事業業務委託公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

柏原市結婚支援事業業務委託

2 現状

柏原市（以下「市」という。）の総人口は、2016年2月に策定した「まち・ひと・しごと創生柏原市人口ビジョン」において定めた、将来人口推計を下回る水準となっている。性別・年齢階級別に転出者の異動を見ると、男女ともに20～39歳が多くなっており、それに影響を受け、婚姻数・出生数も減少している。合計特殊出生率においても2021年には1.14まで減少し、全国・大阪府の平均を下回る状況となっている。

なお、RESASによる2050年の人口推計値は44,402人となっており、本市の人口ビジョンの推計人口で予測される人口と大きく乖離しているほか、2024年に人口戦略会議が発表した消滅可能性都市にも挙がっている。特に20代～30代の若い世代、子育て世代の人口流出が最も大きく、中でも若年女性の社会減が問題となっている。

3 業務目的

本業務は、結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供するとともに、婚活を行ううえで役立つスキルアップセミナーやマッチングアプリ利用セミナーを開催することで、参加者の結婚の希望を叶え、本市における少子化対策の強化及び移住定住の促進につなげることを目的とする。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

【1】出会いの機会・場の提供に関する取組（婚活イベント及びスキルアップセミナーの開催）

（1）婚活イベントの企画立案・実施運営

①イベント内容

柏原市内の飲食店等での婚活イベントを開催すること。

②実施回数

婚活イベントの開催は2回とする。

③開催日時

参加者が参加しやすい日時を設定すること。2回のうち1回は、土曜日または日曜日に開催すること。

④開催場所

柏原市内で開催すること。

⑤参加人数

60名（男女各15名×2回）を想定。

⑥対象者

おおむね20歳～39歳の独身者

業務実施の際には、本人確認するため写真付きの身分証明書等の提示を求めること。

⑦参加者負担

飲食を伴うものについては、飲食費を徴収すること。

ただし、参加者が参加しやすい料金設定になるよう配慮すること。

（2）スキルアップセミナーの開催

①セミナー内容

婚活イベントでのコミュニケーションの図り方等についてのスキルアップセミナーを開催すること。

②実施回数

スキルアップセミナーの開催は2回とする。

③開催日時

いずれも（1）の婚活イベント当日のイベント実施前に開催すること。

④開催場所

柏原市内で開催すること。

⑤参加人数

60名（男女各15名×2回）を想定。

⑥対象者

おおむね20歳～39歳の独身者

【2】官民連携による結婚支援の取組（マッチングアプリの利用に係るセミナーの開催）

（1）マッチングアプリ利用セミナー及び相談会の企画立案・実施運営

①セミナー内容

マッチングアプリの安心安全な利用セミナーを開催するとともに、セミナー開催後に出会いをテーマとした参加者の交流と希望者への恋愛・結婚相談会を開催すること。

②実施回数

マッチングアプリ利用セミナーの開催は2回とする。

③開催日時

参加者が参加しやすい日時を設定すること。2回のうち1回は、土曜日または日曜日に開催すること。

④開催場所

柏原市内で開催すること。

⑤参加人数

40名（20名×2回）を想定。

⑥対象者

おおむね20歳～39歳の独身者

【3】共通事項

（1）広報・宣伝

イベント等の実施にあたり、参加者に対して、本市の魅力を伝え、参加者が継続して本市と関わりが持てる関係人口や交流人口の増加に繋がる内容を提案すること。また、対象者に対して、効果的・効率的な広報・宣伝を行うこと。

広報・宣伝の方法について、企画提案書に具体的な内容を明記すること。

〈例〉

- ・インターネット、SNS等での情報発信
- ・チラシのデザイン作成、制作、配布 など

（2）効果検証

参加者の結婚に対する意識調査、本業務に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、考察結果を報告すること。

なお、アンケートはイベントごとに実施し、その後開催するイベント内容への反映に努めること。

（3）業務報告書の提出

受託者は、業務報告書を印刷物で1部及び電子データを提出すること。

なお、業務報告書には、イベントの名称、開催内容、開催日時、開催場所、参加人数、状況報告（イベント進行記録やカップリング成立数等）、特記事項（次回の改善点等）等を記載し、状況写真、アンケート集計結果、広報等の状況を添付して提出すること。（任意様式）

6 その他

（1）委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

（2）この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

（3）本業務を通じて知り得た秘密を、第三者に漏洩又は目的以外の使用をしてはならない。
契約終了後も同様とする。

（4）本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

（5）業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、市と協議のうえ対応すること。

- (6) 受託者は、参加者の安全に最大限の配慮を行うこと。イベント等で事故やトラブルが発生した場合は、所要の措置を講じるとともに、事故等発生の原因及び経過、事故等による被害の内容等について速やかに市に報告すること。また、補償が必要な事故等の対処のために、必要な措置を講じること（保険加入等）。
- (7) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフの配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (8) 当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど、健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (9) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。
- (10) イベント等の開催後に本イベントに起因するストーカー被害等の相談があった場合は、市及び関係機関と協力し、適切に対応すること。
- (11) その他、仕様書に定めのない事項については、市及び受託者の協議により定めるものとする。